

川崎市上下水道局平間会館使用要綱

(平成23年12月19日23川上総労第439号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局平間会館（以下「会館」という。）における川崎市上下水道局財務規程（昭和39年水道局規程第8号。以下「財務規程」という。）第149条から第149条の12までの規定に基づく使用許可及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 会館を使用しようとする者は、使用を希望する日時が平日（夜間を除く。）である場合にあっては、その日の1月前から7日前までの間に、平日の夜間又は休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）である場合にあっては、その日の2月前から7日前までの間に、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に平間会館使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、連帯保証人を立てることを要しない。

3 管理者は、会館の使用を許可する場合には、平間会館使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(使用許可の基準)

第3条 管理者は、幸区内又は中原区内の町内会、自治会その他の公共的団体が、集会等で使用するときに限り、その使用を許可するものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、会館の施設及び設備の使用を許可しない。

(1) 使用を希望する日時が、12月29日から翌年の1月3日までの間で

あるとき。

(2) 営利目的、政治的目的又は宗教的目的のために使用するとき。

(3) 施設及び設備を毀損するおそれがあるとき。

(4) 会館の管理上支障があるとき。

(5) 川崎市上下水道局の事業の執行上支障があるとき。

(6) その他使用者に会館の施設及び設備を使用させることが不適當であるとき。

(使用時間等)

第4条 会館の使用時間及び使用場所は、別表のとおりとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、会館の維持管理その他必要があると認めるときは、会館の全部又は一部の使用を禁止し、又は使用時間を変更することができる。

(使用料)

第5条 使用料は、川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱（昭和49年2月28日49川水総管第44号）第10条の規定に基づき、別表のとおりとし、減免は行わないものとする。

2 使用者は、管理者が発行する納入通知書により、前項の使用料を納付しなければならない。

(使用料の返還)

第6条 管理者は、使用の許可を受けた者が、会館の使用を開始する前に使用の中止又は変更を届け出た場合には、使用料の全部又は一部を返還するものとする。

(原状回復等)

第7条 使用者は、使用を終了し、又は使用許可を取り消され、若しくは使用

を制限されたときは、直ちにその施設及び設備を原状に回復し、又は返還しなければならない。

2 使用者は、会館の施設及び設備を損傷又は滅失したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

使用場所	使用時間及び使用料		
	午前 (9:00～ 12:00)	午後 (13:00～ 17:00)	夜間 (17:30～ 20:30)
大会議室（2階）	1,600円	1,900円	1,800円
小会議室（1階）	900円	1,000円	1,100円
和室（1階）	1,100円	1,200円	1,300円

第1号様式

平間会館使用許可申請書

年 月 日

(宛先)川崎市上下水道事業管理者

団 体 名

代 表 者

住 所

電 話 番 号

次のとおり申請します。

年 月 日 ()

使用を希望する 日時及び場所	<input type="checkbox"/> 大会議室	<input type="checkbox"/> 小会議室	<input type="checkbox"/> 和 室
	<input type="checkbox"/> 午前(9:00~12:00)	<input type="checkbox"/> 午前(9:00~12:00)	<input type="checkbox"/> 午前(9:00~12:00)
	<input type="checkbox"/> 午後(13:00~17:00)	<input type="checkbox"/> 午後(13:00~17:00)	<input type="checkbox"/> 午後(13:00~17:00)
	<input type="checkbox"/> 夜間(17:30~20:30)	<input type="checkbox"/> 夜間(17:30~20:30)	<input type="checkbox"/> 夜間(17:30~20:30)

使用者数 人

使用目的
(会議等の名称)

緊急連絡先 氏名
電話番号

注意 原則として使用希望日の7日前までに川崎市上下水道局労務課に提出してください。

平 間 会 館 使 用 許 可 書

団 体 名
代 表 者 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市上下水道局平間会館（以下「会館」という。）の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

1 使 用 場 所

2 使 用 目 的

3 使 用 日 時 年 月 日（ ）
時 分 ～ 時 分

4 使 用 料 円

別途発行する納入通知書により納期限までに納付してください。
なお、納期限までに納付のない場合には、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年水道局規程第8号）第149条の8の延滞金が加算されます。

5 許 可 条 件

- (1) 使用料は、川崎市上下水道事業管理者が発行する納入通知書により、納期限までに納付してください。
- (2) 会館の使用を開始する前に、使用の中止又は変更を届け出た場合には、使用料の全部又は一部を返還します。
- (3) 会館の維持管理その他やむを得ない場合は、施設の使用を制限し、又は使用時間を変更させていただくことがあります。
- (4) 使用目的以外の用途での使用や、会館内外での営利目的、政治的目的又は宗教的目的のための使用はできません。
- (5) 会館の施設又は設備を毀損するおそれがある行為や他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある行為をしてはなりません。
- (6) 使用時間内であっても、会館の管理等に携わる職員は立ち入ることができるもの

とします。

6 使用上の留意事項

- (1) 会館の敷地内での駐車は原則として禁止です。ただし、自転車やオートバイの駐輪は認めるものとします。
- (2) 使用時間は、準備、後片づけに要する時間を含んでいます。
- (3) 使用した後は、机、椅子、白板等は整理して原状に戻してください。
- (4) 館内への飲食物の持込み、配達等による会食はできません。ただし、会議等に伴うお茶菓子程度の飲食や、午前、午後を通して使用する場合の昼食等は認めるものとします（アルコール等の飲食を除く。）。
- (5) 館内は、ホール、会議室、和室を含め、全て禁煙です。
- (6) 給湯設備や備え付けの食器類は使用しないでください。
- (7) ごみは持ち帰ってください。
- (8) 会館の施設及び設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければなりません。

不服申立て及び取消訴訟の教示

この許可書の記載事項に不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この許可書を受け取った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市（川崎市上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）を被告として提起することができます。